

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年6月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200282号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300003号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成20年7月15日の標準賞与額を55万円に、平成22年12月15日の標準賞与額を34万1,000円に訂正することが必要である。
平成20年7月15日及び平成22年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成20年7月15日及び平成22年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 2 請求者のA社における平成22年12月15日の標準賞与額を34万1,000円から35万円に訂正することが必要である。
平成22年12月15日の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額(34万1,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成20年7月15日
②平成22年12月15日

平成17年にA社へ入社し、17年間勤務した。賞与は、7月15日と12月15日に毎年支払われ、厚生年金保険料が控除されているのに年金に反映していない。請求期間①及び②の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者が提出したA社からの賞与の振込先とするB銀行の総合口座通帳及び賞与明細書並びにA社が経理事務を委託している会計事務所が提出した貸金台帳によると、請求者は、請求期間①及び②においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は55万円、請求期間②は34万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、A社が経理事務を委託している会計事務所が提出した賃金台帳により確認できる賞与額に見合う標準賞与額（35 万円）は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額（34 万 1,000 円）を上回っていることから、請求期間②の標準賞与額を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（35 万円）については、前述の賃金台帳によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額（35 万円）とは異なる標準賞与額（34 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できるため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額（34 万 1,000 円）を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200292号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2300004号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月15日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成20年7月
②平成22年12月

請求期間について賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に賞与の記録がない。請求期間①及び②の賞与記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、A社からの賞与の振込先とするB銀行が提出した請求者に係る流動性預金元帳及びA社が経理事務を委託している会計事務所に提出した貸金台帳によると、請求者は、請求期間②にA社から40万円の賞与が支給され、標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②の賞与支給日については、前述の流動性預金元帳において確認できる振込日から、平成22年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、前述の流動性預金元帳によると、A社から平成20年7月15日に52万3,283円振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社からは、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料を得ることができず、請求者も請求期間①に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、前述の流動性預金元帳、請求期間①においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間①の賞与明細書及び日本年金機構に対しA社が提出した同社の請求期間①の前後に支給された賞与に係る賃金台帳を基に検証を行ったが、請求者の請求期間①における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200293 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月

請求期間について賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に賞与の記録がない。請求期間の賞与記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社からの賞与の振込先とする B 銀行の総合口座通帳の写しによると、A 社から平成 20 年 7 月 15 日に 32 万 9,003 円振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A 社からは、請求者の請求期間に係る貸金台帳等の資料を得ることができず、請求者も請求期間に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、前述の総合口座通帳の写し、請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が提出した請求期間の賞与明細書及び日本年金機構に対し A 社が提出した同社の請求期間の前後に支給された賞与に係る貸金台帳を基に検証を行ったが、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。